



子ども手当の手続きはお済みですか？

4月1日から子ども手当制度が始まりました。申請が必要となる方でまだ手続きがお済みでない場合は、次のとおり手続きを行ってください。

◎ 支給対象者

4月1日に、この町内に住所を有し、中学校終了前までの児童を養育している公務員以外の父母等に対し支給します。(所得制限はありません。)

◎ 申請方法

支給を受けるためには申請が必要です。町民課又は各総合支所住民課に、印鑑、受給者になる方の名義の振込先が分かる物(預貯金通帳等)、年金加入証明書(国民年金以外の年金加入者のみ)を持参の上お越しください。(4月1日にこの町内に住所を有し受給権の発生している方は、9月30日までに手続きをしない場合、4月分からの手当を受け取れませんのでお早めに手続きしてください。)

なお、3月31日現在の児童手当の受給状況等により手続き内容が異なりますので、下の表を確認してください。



◎ 申請書等様式の入手方法

各申請書は町民課及び各総合支所住民課にあります。なお、ホームページに、各申請書及び年金加入証明書の様式を掲載していますのでご利用ください。

◎ 支給月

児童1人につき月額13,000円を、6月、10月、2月の各10日(10日が土、日、祝日の場合、直後の平日)に支給月の前月までの4か月分を支給します。(ただし、6月支給分に限っては4月、5月の2か月分のみです。)



子ども手当の申請有無及び対象となる児童

3月31日現在の状況				
児童手当を受給している		児童手当を受給していない (所得制限により受給を受けていない方、児童手当が未申請である方を含みます。)		
0歳から小学6年生までの児童のみ養育している	0歳から小学6年生まで及び中学1年生から2年生までの児童を養育している	0歳から小学6年生までの児童のみ養育している	0歳から小学6年生まで及び中学1年生から2年生までの児童を養育している	中学1年生から2年生までの児童のみ養育している
例) 3歳が1人 小学3年生が1人 小学6年生が1人	例) 小学4年生が1人 中学1年生が1人	例) 3歳が1人 小学3年生が1人 小学6年生が1人	例) 小学4年生が1人 中学1年生が1人	例) 中学1年生が1人 中学2年生が1人
手続きは不要です。 4月中に子ども手当の認定通知書を送付します。	額改定認定請求が必要です。(中学生の児童を追加する手続きです。)	認定請求が必要です。(新規の申請手続きです。)		

○注意事項

- (1)公務員の方は、所属する勤務先からの支給になりますので、担当部署へお問い合わせください。
- (2)4月1日以降、出生・転入・転出・死亡により受給者又は児童に異動があった場合も別途手続きが必要です。印鑑を持参の上、町民課又は各総合支所住民課へお越しください。

中学生も支給対象児童になりました。



●問い合わせ 町民課 ☎ 893-1117
吾北総合支所住民課 ☎ 867-2300
本川総合支所住民課 ☎ 869-2112